

利益相反管理方針の概要

平成 21 年 6 月 1 日 制定
静岡県信用漁業協同組合連合会

静岡県信用漁業協同組合連合会（以下、「当連合会」といいます。）は、利用者の利益が不当に害されることのないよう、水産業協同組合法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当連合会の行う信用事業関連業務に係る利用者との取引であって、利用者の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型及び主な取引例としては、以下のとおりです。

（1）利用者と当連合会との利益が相反する類型 （取引例）

秘密保持契約を締結して特定部署が入手した利用者の情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。

抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

（2）当連合会の「利用者」と他の利用者との間の利益が相反する類型 （取引例）

接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

3. 利益相反の管理の方法

当連合会は、利用者との取引に際して、利用者の利益保護の観点から、利益相反のおそれのある取引（以下「対象取引」という。）を特定します。

当連合会は対象取引について、次に掲げる方法、その他の方法を選択し、またそれらを組み合わせることにより当該利用者の保護を適切に行います。

（1）対象取引を行う部門と当該利用者との取引を行う部門を分離する方法

（2）対象取引または当該利用者との取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法

（3）対象取引に伴い、当該利用者の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該利用者に適切に開示する方法（ただし、当連合会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）

（4）その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定及びその管理のために行った措置については、当連合会で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

5. 利益相反管理体制

（1）当連合会は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当連合会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当連合会の役職員に対し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

（2）利益相反管理統括者は、本方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

6. 利益相反管理体制の検証等

当連合会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

以上